

平成 30 年 12 月 27 日
市民生活部 東部出張所
0742-93-0001



奈良県初！奈良市東部地域が「どぶろく特区」に認定

奈良市は、東部地域（※1）を対象に地域振興の観点から、構造改革特別区域計画「奈良市東部地域どぶろく特区」（通称:「どぶろく特区」）（※2）を申請し、平成 30 年 12 月 20 日に内閣総理大臣により認定されました。

- 「どぶろく特区」認定は県内発！
- 特区認定により、特定農業者（※3）が 6 キロリットル未満でも製造免許の取得が可能
- 大和高原地域で作られる米の新たな楽しみ方の提案

※1 東部地域とは、田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬、及び都祁の 7 地区。

※2 平成 15 年に始まった、規制緩和により地域の活性化を目指す国の「構造改革特区」。

年間の醸造見込み量が酒税法で定めた最低製造数量の 6 キロリットル未満でも、特区内の農業者が自家産米で仕込み、自ら経営する民宿などで提供するのであれば酒造りの免許を取得できる。

※3 農家民宿や農園レストランなど酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、料理飲食店など）を併せ営む農業者。

1 特区によって広がる可能性

奈良市東部地域で生産されている良質な米を使って、地域の個性ある美味しいお酒として「どぶろく」を造り提供ができることで、東部地域の新たなファンを増やしていく。また、東部地域の米を知っていただく新たな機会となり、ブランド力も高まる。

今後、市のホームページ上で「どぶろく」が飲めるお店を紹介していく。

2 他認定状況について（平成 30 年 8 月まで）

「どぶろく特区」を含む酒税法の特例措置の認定を受けている全国の件数 233 件